

無償化に係る町内幼稚園・保育所保護者負担の変更点

○第1号認定（幼稚園利用）の場合

現行		新制度		
保育料 第2子:半額 第3子以降:無料 ※所得・年齢制限なし		保育料:無料		
預 か り 保 育	第1子:全額	預かり保育料:無料		無償化の対象になるには、保育の必要性の認定が必要
	第2子:半額			
	第3子以降:無料			
	おやつ代:50円/日	おやつ代:無料		町が全額負担
給 食 費	第1子:全額	給食費 副食費:保護者負担 主食費:保護者負担	町民税所得割額 77,101 円未満の世帯は無料	
	第2子:半額			
	第3子以降:800円			

○第2号認定（3～5歳児の保育所利用）の場合

現行	新制度	
保育料 第2子:半額 第3子以降:無料 ※所得・年齢制限なし 副食費含む 主食費	保育料:無料 副食費:保護者負担 主食費:保護者負担	町民税所得割額 77,101 円未満の世帯は無料

※第3号認定（0～2歳児の保育所利用）の方の主食費、副食費の額、負担方法に変更はありません。